



福井労働局

厚生労働省

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

報道関係者 各位

令和7年12月19日

【照会先】

福井労働局職業安定部職業対策課

課長 横山 克行

課長補佐 幸道 秀暢

高齢者対策担当官 清水 豊夫

(電話) 0776(26)8613

令和7年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

**70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業の割合は
39.0%（前年より4.7ポイント増加）**

福井労働局（局長：石川良国）では、このたび、令和7年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、事業主が雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることを、事業主に義務付けています。

また、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置（創業支援等措置）を講じ、70歳までの就業機会を確保すること（高年齢者就業確保措置）を、事業主の努力義務としています。

今回の集計結果は、常時雇用する労働者が21人以上の企業1,877社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和7年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです*。

福井労働局及びハローワークでは、今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導や助言を実施していきます。

*集計結果の主なポイントや詳細は次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※ [] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(6ページ表1、7ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9% [0.1ポイント減少]

- ・中小企業では99.9% [0.1ポイント減少]、大企業では100.0% [変動なし]
- ・高年齢者雇用確保措置の措置内容の内訳は、
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が65.1% [3.6ポイント減少]、
「定年の引上げ」により実施している企業は32.1% [3.2ポイント増加]

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (8ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は39.0% [4.7ポイント増加]

- ・中小企業では39.4% [4.7ポイント増加]、大企業では30.3% [7.6ポイント増加]

III 企業における定年制の状況 (9ページ表5)

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む。）は34.9% [3.6ポイント増加]

<集計対象>

■ 福井県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業1,877社

- ・中小企業（21～300人規模）：1,801社
- ・大企業（301人以上規模）：76 社

1 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況（6ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業（1,875社）は、報告した企業全体の99.9% [0.1ポイント減少] で、中小企業では99.9% [0.1ポイント減少]、大企業では100.0% [変動なし] であった。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（7ページ表3-1）

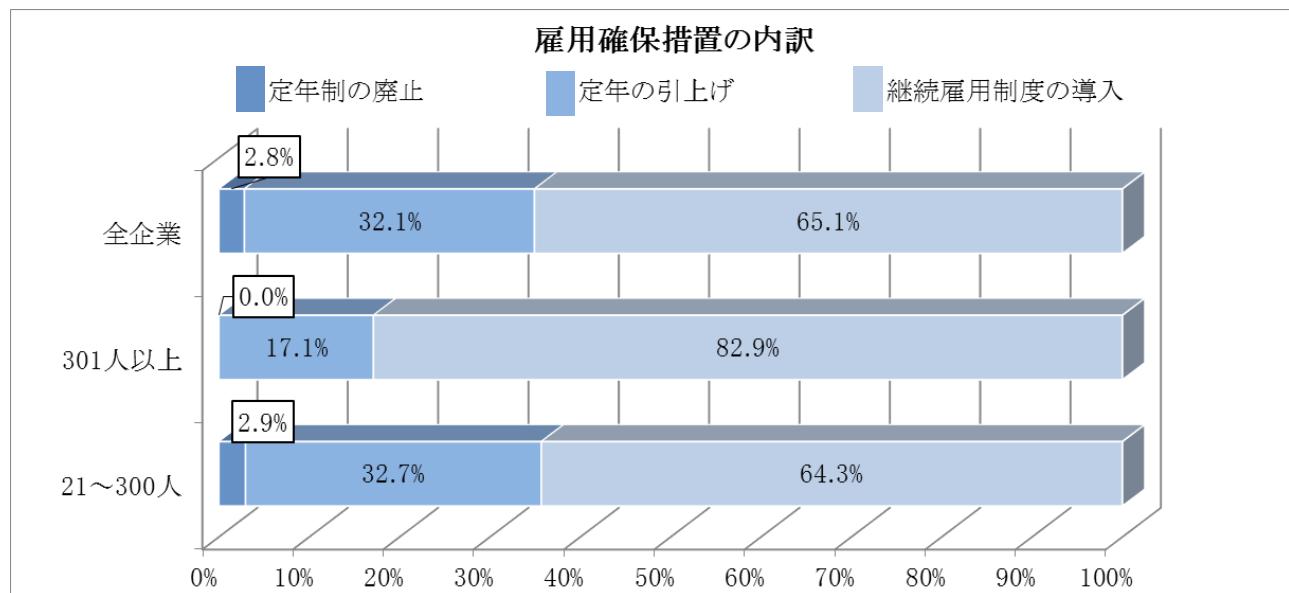
雇用確保措置を実施済みの企業（1,875社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（53社）は2.8% [0.4ポイント増加]、定年の引上げ（602社）は32.1% [3.2ポイント増加]、継続雇用制度の導入（1,220社）は65.1% [3.6ポイント減少] であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

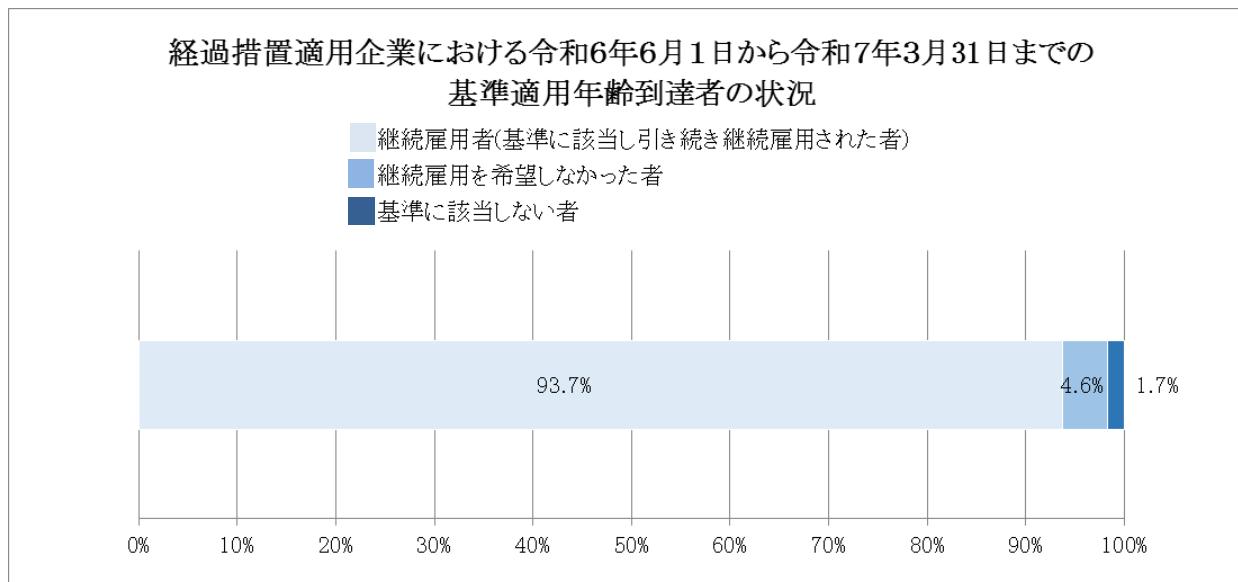
- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入*

* 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度であり、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」を対象としている。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた企業においては、当該基準を適用できる年齢を65歳まで段階的に引き上げる経過措置が令和7年3月31日まで適用されていた。本経過措置は令和7年3月31日をもって終了し、令和7年度からは、「希望者全員」の65歳までの雇用確保について全面的な義務付けがなされている。



(参考)経過措置適用企業における令和6年6月1日から令和7年3月31日までの基準適用年齢到達者の状況（9ページ表6）

上記1(1)の注1に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準があった企業において、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに、基準を適用できる年齢(64歳)に到達した者(175人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は93.7% [0.5ポイント減少]、継続雇用の更新を希望しなかった者は4.6% [0.3ポイント減少]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は1.7% [0.7ポイント増加]であった。



2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（8ページ表4-1）

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置(以下「就業確保措置」^{注2}という。)を実施済みの企業(732社)は、報告した企業全体の39.0% [4.7ポイント増加]で、中小企業では39.4% [4.7ポイント増加]、大企業では30.3% [7.6ポイント増加]であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みの企業(732社)について措置内容別に見ると、報告した企業全体のうち、定年制の廃止(53社)は2.8% [0.4ポイント増加]、定年の引上げ(46社)は2.5% [0.3ポイント増加]、継続雇用制度の導入(633社)は33.7% [4.1ポイント増加]、創業支援等措置^{注3}の導入(0社)は0.0% [変動なし]であった。

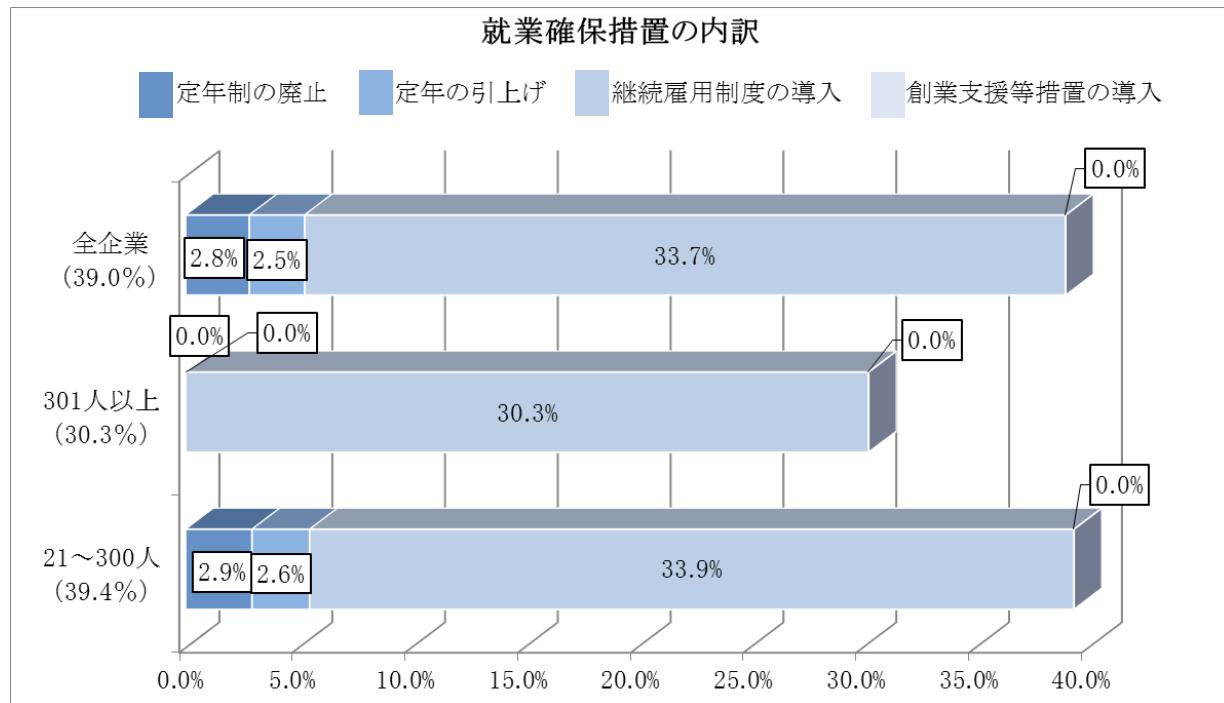
注2 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主又は65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げる措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業機会を確保するよう努めなければならない。

- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入(事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業)

注3 創業支援等措置

注2の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。



3 企業における定年制の状況（9ページ表5）

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- 定年制を廃止している企業（53社）は2.8% [0.4ポイント増加]
- 定年を60歳とする企業(1,163社)は62.0% [3.4ポイント減少]
- 定年を61～64歳とする企業（59社）は3.1% [0.1ポイント減少]
- 定年を65歳とする企業（516社）は27.5% [3.0ポイント増加]
- 定年を66～69歳とする企業（40社）は2.1% [0.1ポイント減少]
- 定年を70歳以上とする企業（46社）は2.5% [0.3ポイント増加]

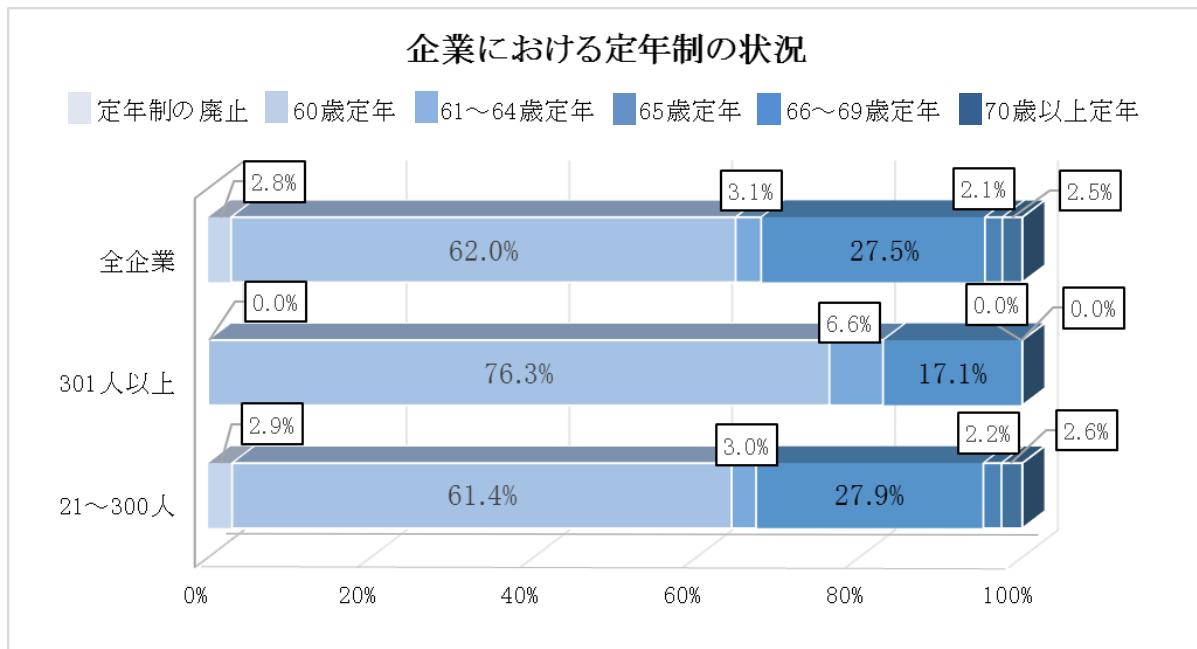


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計 (①+②)
21人以上 総計	1,875 (1,851)	2 (0)	1,877 (1,851)
	99.9% (100.0%)	0.1% (0.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	1,290 (1,304)	1 (0)	1,291 (1,304)
	99.9% (100.0%)	0.1% (0.0%)	100.0% (100.0%)
21～300人 21～30人	1,799 (1,776)	2 (0)	1,801 (1,776)
	99.9% (100.0%)	0.1% (0.0%)	100.0% (100.0%)
31～300人	585 (547)	1 (0)	586 (547)
	99.8% (100.0%)	0.2% (0.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1,214 (1,229)	1 (0)	1,215 (1,229)
	99.9% (100.0%)	0.1% (0.0%)	100.0% (100.0%)
	76 (75)	0 (0)	76 (75)
	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	100.0% (100.0%)

※ () 内は、令和6年6月1日現在の数値。以下、各表において同様。

※ 0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。以下、各表において同様。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合	②未実施企業割合
規 模 別	合 計	99.9% (100.0%)	0.1% (0.0%)
	21～30人	99.8% (100.0%)	0.2% (0.0%)
	31～50人	99.8% (100.0%)	0.2% (0.0%)
	51～100人	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)
	101～300人	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)
	301～500人	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)
	501～1,000人	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)
	1,001人以上	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)
産 業 別		21人以上	31人以上
	合 計	99.9% (100.0%)	99.9% (100.0%)
	農、林、漁業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)
	建設業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	製造業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	情報通信業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	運輸、郵便業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	卸売業、小売業	99.7% (100.0%)	99.5% (100.0%)
	金融業、保険業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	98.1% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	教育、学習支援業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	医療、福祉	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	複合サービス事業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	サービス業（他に分類されないもの）	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	その他	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)

表3－1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計 (①+②+③)
21人以上総計	53 (45)	602 (535)	1,220 (1,271)	1,875 (1,851)
	2.8% (2.4%)	32.1% (28.9%)	65.1% (68.7%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	30 (26)	367 (348)	893 (930)	1,290 (1,304)
	2.3% (2.0%)	28.4% (26.7%)	69.2% (71.3%)	100.0% (100.0%)
21～300人	53 (45)	589 (522)	1,157 (1,209)	1,799 (1,776)
	2.9% (2.5%)	32.7% (29.4%)	64.3% (68.1%)	100.0% (100.0%)
21～30人	23 (19)	235 (187)	327 (341)	585 (547)
	3.9% (3.5%)	40.2% (34.2%)	55.9% (62.3%)	100.0% (100.0%)
31～300人	30 (26)	354 (335)	830 (868)	1,214 (1,229)
	2.5% (2.1%)	29.2% (27.3%)	68.4% (70.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	13 (13)	63 (62)	76 (75)
	0.0% (0.0%)	17.1% (17.3%)	82.9% (82.7%)	100.0% (100.0%)

※ 「合計」のうち企業数は、表1の「①実施済み」に対応している。

※ 「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※ 本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが合計と一致しない場合がある。以下、各表において同様。

表3－2 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業						合計 (①～⑦)
		② 自社、子会社等	③ 自社、関連会社等	④ 自社、子会社等、関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、関連会社等	⑦ 関連会社等	
21人以上 総計	1,153 (1,208)	30 (31)	18 (15)	17 (15)	0 (1)	0 (0)	2 (1)	67 (63) 1,220 (1,271)
	94.5% (95.0%)	2.5% (2.4%)	1.5% (1.2%)	1.4% (1.2%)	0.0% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.2% (0.1%)	5.5% (5.0%) 100.0% (100.0%)
31人以上 総計	829 (870)	28 (28)	17 (15)	17 (15)	0 (1)	0 (0)	2 (1)	64 (60) 893 (930)
	92.8% (93.5%)	3.1% (3.0%)	1.9% (1.6%)	1.9% (1.6%)	0.0% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.2% (0.1%)	7.2% (6.5%) 100.0% (100.0%)
21～300人	1,102 (1,155)	25 (26)	13 (13)	15 (13)	0 (1)	0 (0)	2 (1)	55 (54) 1,157 (1,209)
	95.2% (95.5%)	2.2% (2.2%)	1.1% (1.1%)	1.3% (1.1%)	0.0% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.2% (0.1%)	4.8% (4.5%) 100.0% (100.0%)
21～30人	324 (338)	2 (3)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3) 327 (341)
	99.1% (99.1%)	0.6% (0.9%)	0.3% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.9% (0.9%) 100.0% (100.0%)
31～300 人	778 (817)	23 (23)	12 (13)	15 (13)	0 (1)	0 (0)	2 (1)	52 (51) 830 (868)
	93.7% (94.1%)	2.8% (2.6%)	1.4% (1.5%)	1.8% (1.5%)	0.0% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.2% (0.1%)	6.3% (5.9%) 100.0% (100.0%)
301人以上	51 (53)	5 (5)	5 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (9) 63 (62)
	81.0% (85.5%)	7.9% (8.1%)	7.9% (3.2%)	3.2% (3.2%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	19.0% (14.5%) 100.0% (100.0%)

※ 「合計」のうち企業数は、表3－1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4－1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

		①70歳までの就業確保措置実施済み				②未実施	合計 (①+②)
		定年制の廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入		
21人以上総計	732 (634)	53 (45)	46 (41)	633 (548)	0 (0)	1,145 (1,217)	1,877 (1,851)
	39.0% (34.3%)	2.8% (2.4%)	2.5% (2.2%)	33.7% (29.6%)	0.0% (0.0%)	61.0% (65.7%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	484 (429)	30 (26)	29 (32)	425 (371)	0 (0)	807 (875)	1,291 (1,304)
	37.5% (32.9%)	2.3% (2.0%)	2.2% (2.5%)	32.9% (28.5%)	0.0% (0.0%)	62.5% (67.1%)	100.0% (100.0%)
21～300人	709 (617)	53 (45)	46 (41)	610 (531)	0 (0)	1,092 (1,159)	1,801 (1,776)
	39.4% (34.7%)	2.9% (2.5%)	2.6% (2.3%)	33.9% (29.9%)	0.0% (0.0%)	60.6% (65.3%)	100.0% (100.0%)
21～30人	248 (205)	23 (19)	17 (9)	208 (177)	0 (0)	338 (342)	586 (547)
	42.3% (37.5%)	3.9% (3.5%)	2.9% (1.6%)	35.5% (32.4%)	0.0% (0.0%)	57.7% (62.5%)	100.0% (100.0%)
31～300人	461 (412)	30 (26)	29 (32)	402 (354)	0 (0)	754 (817)	1,215 (1,229)
	37.9% (33.5%)	2.5% (2.1%)	2.4% (2.6%)	33.1% (28.8%)	0.0% (0.0%)	62.1% (66.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	23 (17)	0 (0)	0 (0)	23 (17)	0 (0)	53 (58)	76 (75)
	30.3% (22.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	30.3% (22.7%)	0.0% (0.0%)	69.7% (77.3%)	100.0% (100.0%)

※ 「①70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表4－2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規 模 別		① 実施済企業割合		② 未実施企業割合	
		合 計	39.0% (34.3%)	61.0% (65.7%)	57.7% (62.5%)
21～30人		42.3% (37.5%)		60.0% (64.5%)	
31～50人		40.0% (35.5%)		64.0% (66.3%)	
51～100人		36.0% (33.7%)		63.1% (70.3%)	
101～300人		36.9% (29.7%)		69.6% (79.5%)	
301～500人		30.4% (20.5%)		68.4% (75.0%)	
501～1,000人		31.6% (25.0%)		72.7% (72.7%)	
1,001人以上		27.3% (27.3%)			
産 業 別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
	合 計	39.0% (34.3%)	37.5% (32.9%)	61.0% (65.7%)	62.5% (67.1%)
農、林、漁業		58.3% (41.7%)	28.6% (28.6%)	41.7% (58.3%)	71.4% (71.4%)
鉱業、採石業、砂利採取業		50.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	50.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
建設業		50.7% (49.5%)	55.9% (51.0%)	49.3% (50.5%)	44.1% (49.0%)
製造業		36.1% (31.1%)	32.4% (28.1%)	63.9% (68.9%)	67.6% (71.9%)
電気・ガス・熱供給・水道業		25.0% (25.0%)	0.0% (0.0%)	75.0% (75.0%)	100.0% (100.0%)
情報通信業		31.3% (20.9%)	28.1% (24.2%)	68.8% (79.1%)	71.9% (75.8%)
運輸、郵便業		48.8% (44.3%)	48.8% (45.7%)	51.2% (55.7%)	51.2% (54.3%)
卸売業、小売業		29.5% (25.5%)	26.6% (23.9%)	70.5% (74.5%)	73.4% (76.1%)
金融業、保険業		25.0% (17.6%)	25.0% (25.0%)	75.0% (82.4%)	75.0% (75.0%)
不動産業、物品販貸業		50.0% (37.5%)	53.3% (38.9%)	50.0% (62.5%)	46.7% (61.1%)
学術研究、専門・技術サービス業		31.7% (31.7%)	38.1% (31.8%)	68.3% (68.3%)	61.9% (68.2%)
宿泊業、飲食サービス業		44.4% (32.7%)	46.3% (26.8%)	55.6% (67.3%)	53.7% (73.2%)
生活関連サービス業、娯楽業		32.6% (36.0%)	32.4% (39.4%)	67.4% (64.0%)	67.6% (60.6%)
教育、学習支援業		25.0% (21.6%)	20.0% (22.2%)	75.0% (78.4%)	80.0% (77.8%)
医療、福祉		44.1% (37.7%)	44.1% (38.2%)	55.9% (62.3%)	55.9% (61.8%)
複合サービス事業		40.0% (40.0%)	44.4% (44.4%)	60.0% (60.0%)	55.6% (55.6%)
サービス業（他に分類されないもの）		38.1% (33.3%)	38.2% (31.9%)	61.9% (66.7%)	61.8% (68.1%)
その他		0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)

表5 企業における定年制の状況

	定年制の廃止	定年制あり					65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業 (社、%)
		60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳		
21人以上	53 (45)	0 (0)	1,163 (1,211)	59 (60)	516 (454)	40 (40)	46 (41)	655 (580) 1,877 (1,851)
総計	2.8% (2.4%)	0.0% (0.0%)	62.0% (65.4%)	3.1% (3.2%)	27.5% (24.5%)	2.1% (2.2%)	2.5% (2.2%)	34.9% (31.3%) 100.0% (100.0%)
31人以上	30 (26)	0 (0)	846 (880)	48 (50)	320 (293)	18 (23)	29 (32)	397 (374) 1,291 (1,304)
総計	2.3% (2.0%)	0.0% (0.0%)	65.5% (67.5%)	3.7% (3.8%)	24.8% (22.5%)	1.4% (1.8%)	2.2% (2.5%)	30.8% (28.7%) 100.0% (100.0%)
21～300人	53 (45)	0 (0)	1,105 (1,154)	54 (55)	503 (441)	40 (40)	46 (41)	642 (567) 1,801 (1,776)
21～30人	23 (19)	0 (0)	317 (331)	11 (10)	196 (161)	22 (17)	17 (9)	258 (206) 586 (547)
31～300人	30 (26)	0 (0)	788 (823)	43 (45)	307 (280)	18 (23)	29 (32)	384 (361) 1,215 (1,229)
301人以上	0 (0)	0 (0)	58 (57)	5 (5)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	13 (13) 76 (75) 100.0% (100.0%)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	76.3% (76.0%)	6.6% (6.7%)	17.1% (17.3%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	17.1% (17.3%) 100.0% (100.0%)

※ 「65歳以上定年」の企業数は、表3－1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

※ 「報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。

表6 経過措置適用企業における令和6年6月1日から令和7年3月31日までの基準適用年齢到達者の状況

経過措置適用企業で基準適用年齢到達者(64歳)がいた企業	企業数 (社)	基準を適用できる年齢 に到達した者の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない者)	継続雇用者数 (基準に該当しき引き継ぎ継続雇用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)
				到達した者	未到達者	
うち女性	16	45	2	4.4% (5.4%)	42 (93.3%)	1 (93.5%)
	31	175	8	4.6% (4.9%)	164 (94.2%)	3 (93.7%)

※ 本集計は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに経過措置を適用していた企業において基準適用年齢(64歳)に到達した者について集計している。

表7 都道府県別の状況

(社、%)

	報告した 全ての企業	雇用確保措置 実施済企業割合	70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合	
北海道	9,403	(9,329)	99.9% (99.9%)	41.6% (38.9%)
青森	2,449	(2,533)	99.8% (100.0%)	44.8% (41.2%)
岩手	2,436	(2,482)	99.8% (100.0%)	45.0% (42.2%)
宮城	3,793	(3,748)	99.5% (99.9%)	40.8% (38.4%)
秋田	1,970	(2,024)	100.0% (100.0%)	39.7% (34.9%)
山形	2,226	(2,277)	100.0% (100.0%)	40.4% (36.2%)
福島	3,562	(3,599)	99.8% (99.9%)	41.4% (37.3%)
茨城	4,150	(4,258)	99.9% (99.9%)	41.3% (37.6%)
栃木	3,398	(3,389)	99.9% (99.9%)	39.8% (35.2%)
群馬	4,043	(4,072)	100.0% (100.0%)	35.7% (34.0%)
埼玉	8,626	(8,523)	99.9% (99.9%)	38.9% (36.7%)
千葉	7,046	(6,922)	100.0% (99.9%)	41.6% (38.5%)
東京	42,325	(41,365)	99.9% (99.9%)	27.8% (25.2%)
神奈川	11,258	(11,145)	99.9% (99.9%)	32.2% (29.9%)
新潟	4,490	(4,568)	99.8% (100.0%)	31.0% (28.1%)
富山	2,434	(2,453)	100.0% (100.0%)	29.4% (26.0%)
石川	2,538	(2,556)	99.8% (99.9%)	34.1% (31.7%)
福井	1,877	(1,851)	99.9% (100.0%)	39.0% (34.3%)
山梨	1,552	(1,541)	99.8% (99.7%)	32.5% (30.0%)
長野	4,107	(4,010)	99.9% (99.9%)	39.4% (36.2%)
岐阜	4,022	(4,037)	100.0% (100.0%)	38.8% (35.9%)
静岡	7,016	(7,113)	99.8% (99.8%)	34.9% (32.6%)
愛知	14,324	(14,164)	100.0% (100.0%)	35.5% (32.6%)
三重	3,121	(3,150)	100.0% (100.0%)	39.4% (36.0%)
滋賀	2,203	(2,205)	99.6% (99.9%)	35.0% (31.9%)
京都	4,525	(4,530)	99.8% (99.9%)	29.4% (26.3%)
大阪	18,836	(18,753)	99.9% (99.9%)	30.7% (28.1%)
兵庫	8,051	(7,993)	99.8% (99.8%)	31.1% (28.8%)
奈良	1,625	(1,623)	100.0% (100.0%)	36.9% (36.9%)
和歌山	1,604	(1,644)	100.0% (99.7%)	34.1% (31.4%)
鳥取	1,105	(1,124)	100.0% (99.8%)	34.7% (30.6%)
島根	1,401	(1,414)	99.8% (99.9%)	47.0% (44.6%)
岡山	3,617	(3,581)	99.9% (99.9%)	38.2% (34.2%)
広島	5,370	(5,468)	99.5% (99.9%)	32.2% (29.1%)
山口	2,424	(2,432)	99.9% (100.0%)	35.9% (32.2%)
徳島	1,217	(1,246)	100.0% (100.0%)	38.9% (35.6%)
香川	2,028	(2,081)	99.9% (100.0%)	40.6% (37.6%)
愛媛	2,642	(2,653)	99.6% (99.9%)	36.8% (32.9%)
高知	1,370	(1,377)	99.5% (100.0%)	34.8% (31.5%)
福岡	9,573	(9,611)	99.9% (99.9%)	35.4% (32.5%)
佐賀	1,682	(1,694)	99.3% (99.9%)	40.8% (39.0%)
長崎	2,566	(2,604)	99.4% (99.8%)	32.6% (28.3%)
熊本	3,336	(3,331)	99.4% (99.9%)	34.8% (31.0%)
大分	2,229	(2,259)	100.0% (100.0%)	45.7% (41.8%)
宮崎	2,209	(2,240)	99.9% (99.9%)	39.0% (35.3%)
鹿児島	3,022	(3,108)	99.8% (99.9%)	44.3% (39.9%)
沖縄	2,938	(2,972)	99.5% (99.7%)	33.8% (29.2%)
全国計	237,739	(237,052)	99.9% (99.9%)	34.8% (31.9%)

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※「70歳までの就業確保措置実施済企業割合」の全国計は表4-1の「①70歳までの就業確保措置実施済み」に対応している。